

## 小樽市

指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者

## 指定申請の手続等について

## 1 指定申請について

- (1) 新たに地域密着型（介護予防）サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の実施を希望される事業者は、指定申請が必要です。

**本市では原則、開設月1日付けの指定としています。**

指定申請のスケジュールは、以下のとおりです（都合により変更する場合がありますので御了承願います）。スケジュールに余裕を持って申請手続きをお願いします。

- ◆地域密着型サービスは、小樽市地域密着型サービス運営委員会を経て指定します。開催予定は下記の小樽市ホームページに掲載しています。

「地域密着型サービスの指定申請等について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200337/>

## ①指定地域密着型（介護予防）サービス事業

## 新規（事業譲渡等による法人変更を含む）申請スケジュール

1 事前相談	事前相談は随時受け付けます。電話で事前協議の来庁日等を確認します。（電話等：開庁日の8時50分～17時20分） ※事前相談に来庁の場合は事前に予約をお願いします。
2 事前協議	原則、介護保険課内において対面で行います（ <b>要予約</b> ） 審議を受ける地域密着型サービス運営委員会の2か月前までに事前協議を行えるように準備してください。 事前協議の際は「 <b>小樽市開設事業所事前確認シート</b> 」を記入し持参してください。
3 指定申請書提出・受理	小樽市地域密着型サービス運営委員会開催月の前々月末日までに提出してください。（例：9月開催→7月末日）
4 審査	書類、現地確認（必要時実施）等に基づき指定が妥当か判断します。
5 小樽市地域密着型サービス運営委員会	指定についての審議を行います。審議の結果、意見を付して指定に係る通知を行うことがあります。
6 結果通知書の発送	上記4、5の結果、2～3週間程度の事務手続きを経て、指定に必要な要件を満たしている場合は「通知書」を交付します。
7 事業開始	指定に係る通知書は事業所内の利用者等が確認できる場所に掲示してください。

## ◆運営推進会議について

地域密着型サービス事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、各サービスについて知見を有する者等により構成される協議会を定期的に開催し、活動状況の報告及び評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

## ②指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業

### 新規（事業譲渡等による法人変更を含む）申請スケジュール

1 事前相談	事前相談は随時受け付けます。電話で事前協議の来庁日等を確認します。（電話等：開庁日の8時50分～17時20分） ※事前相談に来庁の場合は事前に予約をお願いします。
2 事前協議	原則、介護保険課内において対面で行います（ <u>要予約</u> ） 開設予定月の2か月前までに協議を行えるように準備してください。 事前協議の際は「 <u>小樽市開設事業所事前確認シート</u> 」を記入し持参してください。
3 指定申請書提出・受理	開設予定月の前々月末日までに提出してください。 （例：9月1日開設予定→7月末日）
4 審査	書類、現地確認（必要時）等に基づき指定が妥当か判断します。
5 結果通知書の発送	上記4の結果、2～3週間程度の事務手続きを経て指定に必要な要件を満たしている場合は「通知書」を交付します。
6 事業開始	指定に係る通知書は事業所内の利用者等が確認できる場所に掲示してください。

すべてのサービスにおいて指定を受けるに当たり、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消し処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは指定を受けることができません。

書類に不備があった場合、書類の再提出を求めることがあります。書類に不備があり、受付期限までに再提出がなかった場合、書類が完備していないものとして未受理と取扱いますので、御留意ください。

#### (2) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則、指定日から6年となります。

## 2 提出書類

別紙1「小樽市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（指定・更新）申請に必要な書類一覧」を確認してください。

## 3 提出方法

郵送又は直接持参願います。

なお、郵送による場合は簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡が可能な方法とし、封筒表面に「指定更新申請書在中」と朱書きしてください。

## 4 提出部数

申請書、添付書類を1部提出してください。（正本1部）

※フラットファイルに綴って提出してください。（6 指定申請書書類の作成方法 参照）

## 5 提出先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市福祉保険部介護保険課 事業所指導グループ 行

電話 0134(32)4111(内線484) FAX 0134(27)6711

## 6 指定申請書書類の作成方法

申請書及び関係書類は、申請日現在で作成してください。

必要書類は、別紙1「小樽市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（指定・更新）申請に必要な書類一覧」を確認してください。

別紙1の書類番号に沿って、「指定申請書」、「付表」、「添付書類」等の順に一括して見出しを付け、フラットファイルに綴ってください（正本）。

**フラットファイル規格 A4版（A4-S） 2穴**

## 7 変更届出について

- ・事業所の指定内容等が変更になった場合は、変更があったときから10日以内に市へ届出が必要です。詳細は下記の小樽市ホームページに掲載しています。

▶「地域密着型サービス事業所の指定内容の変更・加算の届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/>

▶「居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

▶「介護予防支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021030200015/>

- ・加算の変更について届出を行う場合、様式等は下記の小樽市ホームページに掲載しています。

▶「地域密着型サービス事業所の指定内容の変更・加算の届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/>

▶「居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

▶「介護予防支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021030200015/>

## 8 事故報告について

事業所において事故が発生した場合は「小樽市指定地域密着型サービス事業者等の事故の報告に関する規則」に基づき、市へ報告してください。

報告様式は小樽市ホームページに掲載しています。

▶「介護サービス事業者における事故報告について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200184/>

## 9 介護保険対象サービスの利用状況調査票について（地域密着型サービスのみ）

- ・毎月10日までに前月分の実績を電子メール又はFAX等で提出してください。

調査票は小樽市ホームページに掲載しています。

▶「地域密着型サービス現況報告及び利用状況調査について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200153/>

## 10 業務管理体制の整備に関する届出について

事業所の新規指定等に伴い、業務管理体制の整備が必要な場合は、「介護保険法第115条の3第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書」の提出

が必要です。詳細は下記の小樽市ホームページに掲載しています。

▶「業務管理体制に関する届出について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022021800030/>

**11 生活保護法に基づく指定介護機関の申請について（地域密着型サービスのみ）**

指定申請に伴い登録が完了しますので、手続きの必要はありません。

**12 社会福祉法人の定款変更について**

新規に社会福祉法人を設立する場合は、設立の許可が、既存の法人は定款の変更許可が必要であるため、社会福祉法人の許可担当部署との連携が必要です。

**13 老人福祉法の許可・届出について（地域密着型サービスのみ）**

老人福祉法上、地域密着型介護老人福祉施設は、都道府県知事の許可が必要です。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、都道府県知事への届出が必要です。